

平成15年1月17日
原子力安全対策課
(14-110)
<11時資料配付>

高浜発電所の使用済燃料輸送容器保管建屋の設置および 使用済樹脂の処理方法の変更計画に係る了解について

関西電力株式会社から、平成14年2月28日に安全協定に基づき事前了解願いのあった高浜発電所の使用済燃料輸送容器保管建屋の設置計画および使用済樹脂の処理方法の変更計画については、本日これを了解した。

今後の工事実施にあたっては、品質管理、施工管理に万全を期すとともに、使用済燃料輸送容器保管建屋については、使用済燃料を装荷した輸送容器を円滑に搬出するため、あくまで短期間保管する施設として了解するものであり、その趣旨を踏まえた運用を行うよう要請した。

また、平成22年頃までに発電所敷地外での使用済燃料中間貯蔵施設を操業開始することおよび、放射線量の高い使用済樹脂や廃樹脂処理装置から出る濃縮廃液の最終処分方法を確認することについて、全社をあげて積極的かつ着実に取り組むよう申し入れた。

〈事前了解願いの概要〉

- 使用済燃料を発電所外に搬出する際の作業を効率的に行うため^{*1}、使用済燃料輸送容器を一時的に保管するための使用済燃料輸送容器保管建屋を設置する。
- 使用済樹脂^{*2}のうち放射線量が低いものについては、雑固体廃棄物として扱い雑固体焼却設備で焼却により減容する処理方法を追加する。

*1)使用済燃料輸送容器については、現在、高浜3号および4号機の燃料取扱建屋の空きスペースを使用して一時保管しているが、今後、使用済燃料の搬出量が増加すると輸送容器の取扱い基数が増え、専用の保管施設が必要となる。

*2)1次冷却材等の浄化に用いる脱塩塔から発生する使用済樹脂のうち、1、2号機から発生するものは、タンクに貯蔵した後に廃樹脂処理装置で処理し、3、4号機から発生するものについては、そのままタンクに貯蔵している。

問い合わせ先(担当:河嵯)
内線2353・直通0776(20)0314

(参考)

事前了解までの経緯

- 平成14年 2月28日 … 関西電力株式会社は、県および高浜町に安全協定に基づく「事前了解願い」を提出。
- // 5月8日 … 県および高浜町は、国への手続きについて了承。関西電力株式会社は、国に原子炉設置変更許可を申請。
- // 9月5日 … 経済産業大臣から原子力委員会および原子力安全委員会に対して諮問。
- // 11月18日 … 原子力安全委員会より経済産業大臣に対して答申。
- // 11月19日 … 原子力委員会より経済産業大臣に対して答申。
- // 11月29日 … 経済産業省は関西電力株式会社に対し、原子炉設置変更許可。
- 平成15年 1月17日 … 県および高浜町は、関西電力株式会社に対し、安全協定に基づき事前了解。

1. 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置計画の概要

(1) 発電所名

高浜発電所

(2) 設置する施設名

使用済燃料輸送容器保管建屋（1号、2号、3号および4号機共用）

(3) 設置理由

使用済燃料輸送容器の保管については、これまで高浜3号および4号機の燃料取扱建屋の空きスペースを使用して一時保管していたが、今後、使用済燃料の搬出量が増加すると、輸送容器の取扱基数が増加することになる。このため、輸送容器を一時的に保管（受取検査日から1年以内）するための使用済燃料輸送容器保管建屋を新設する。

(4) 設置位置

物揚岸壁南側に使用済燃料輸送容器保管建屋を新設する。

(5) 構造および設備

新設する使用済燃料輸送容器保管建屋の主要構造は、鉄筋コンクリートの平屋建てとする。輸送容器（NFT-14P等）の貯蔵容量は8基とし、建屋の冷却は自然通風方式にて行う。輸送容器の取扱いは、車高調整機能を持つトレーラおよびパレットで行う。輸送容器の保管エリアは管理区域となるため、エリアモニタを設置する。また、出入管理設備を備えた管理室を保管エリアの横に配置する。

(6) 工事計画

使用済燃料輸送容器保管建屋の設置工事

平成15年8月～平成16年12月

2. 使用済樹脂の処理方法の変更計画の概要

(1) 発電所名
高浜発電所

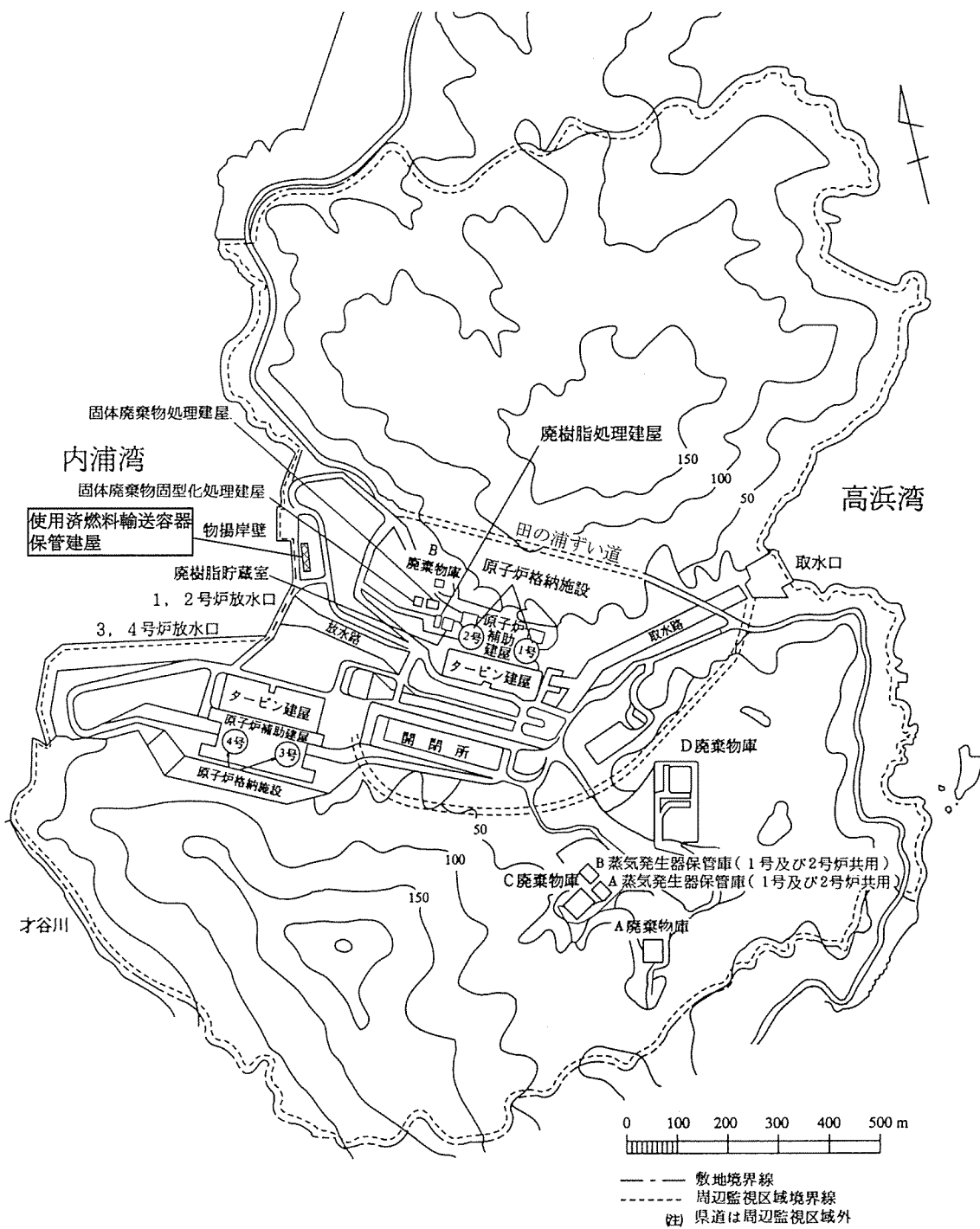
(2) 変更する処理方法
低線量の使用済樹脂の焼却処理（1号、2号、3号および4号機）

(3) 変更理由
これまで、高浜発電所1号、2号機の脱塩塔から発生する使用済樹脂は、廃樹脂処理装置で処理し、放射能濃度が低くなった樹脂を雑固体焼却設備で減容処理してきたが、低線量の使用済樹脂については、直接、雑固体焼却設備で減容処理することで、廃樹脂処理装置で処理する樹脂の量を減らし、処理に伴い発生する濃縮廃液の量を低減する。

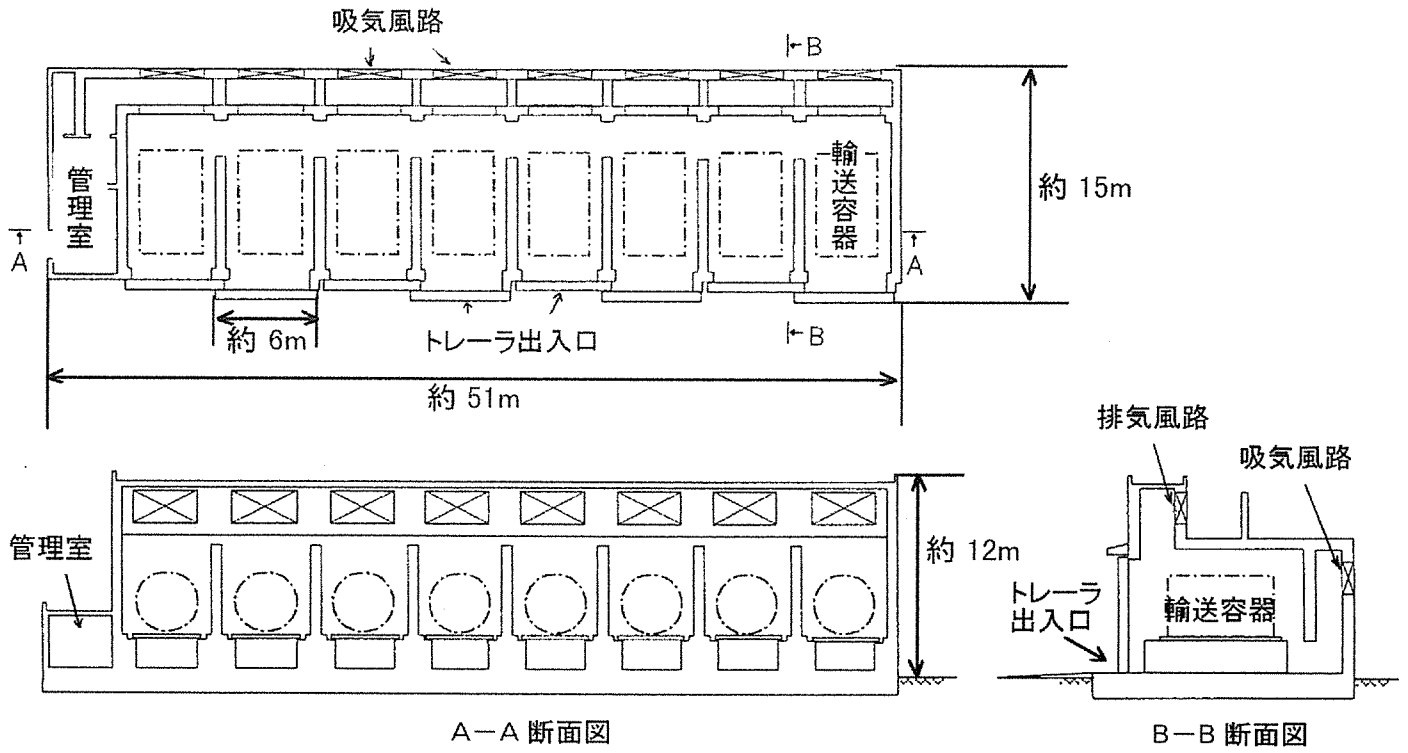
また、高浜発電所3号、4号機の脱塩塔から発生する使用済樹脂については、高線量と低線量に分別し、使用済樹脂貯蔵タンクで貯蔵してきた。今後、貯蔵タンクの容量が逼迫することが考えられるため、脱塩塔から新たに発生する低線量の使用済樹脂および現在タンクに貯蔵している低線量の樹脂については、雑固体廃棄物として扱い、雑固体焼却設備で減容処理できるように処理方法を変更し、貯蔵余裕を確保する。

(4) 構造および設備
低線量の使用済樹脂をドラム缶等の容器に抜き出すために抜き取り用の配管等を設置する。

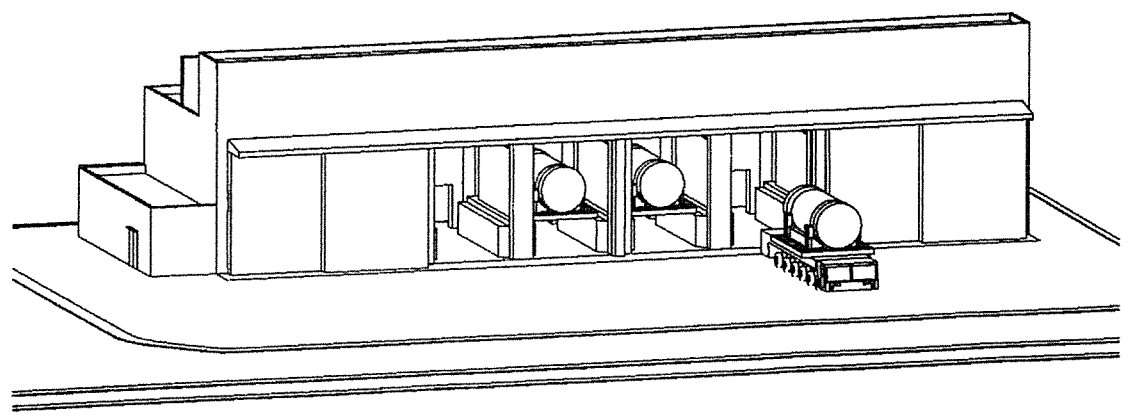
(5) 工事計画
低線量使用済樹脂排出配管設置工事
1号機および2号機：平成16年12月～平成17年3月
3号機および4号機：平成16年3月～平成16年6月



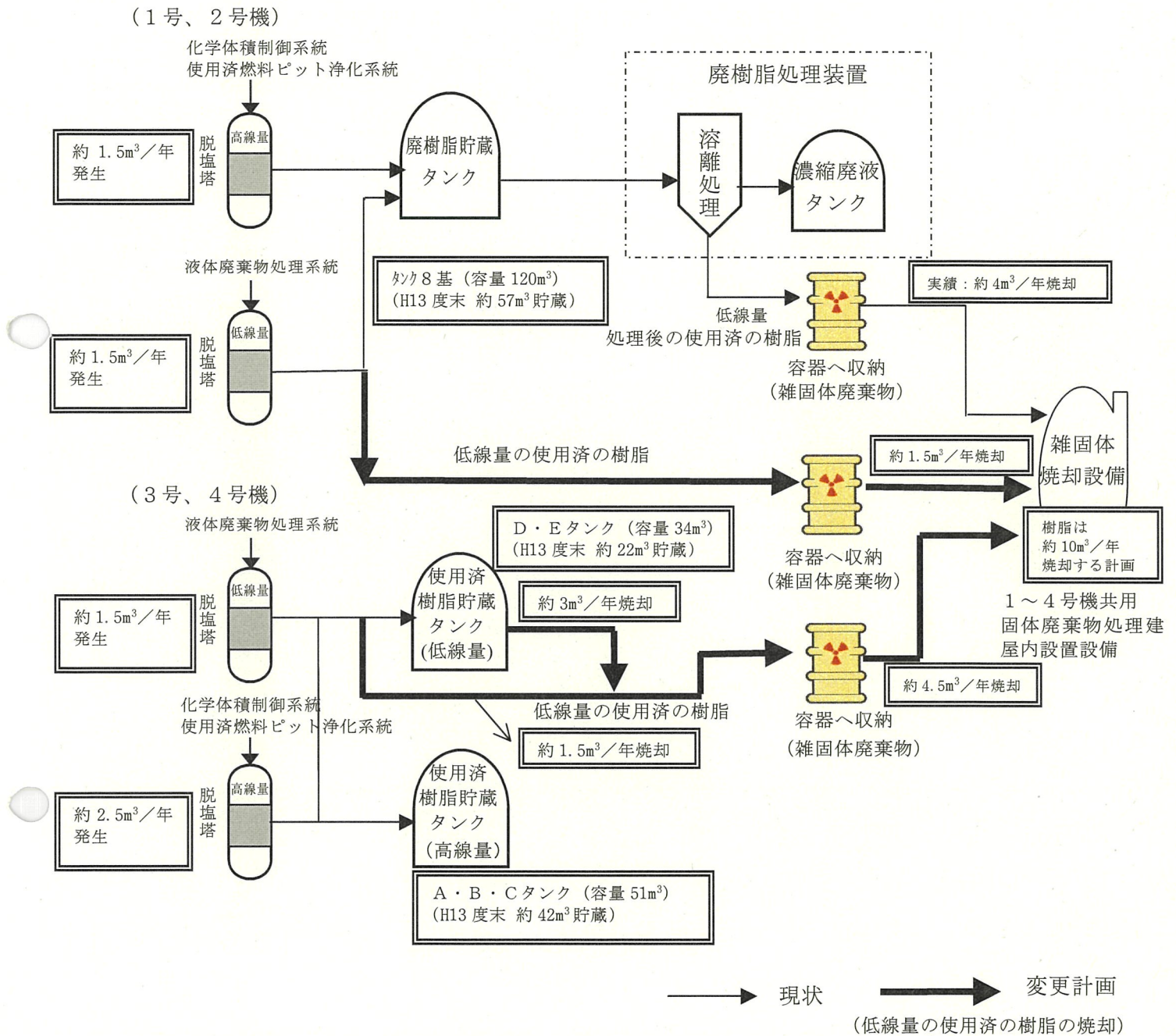
第1図 高浜発電所構内配置図



第2図 使用済燃料輸送容器保管建屋平面図
 (使用する輸送容器の例 NFT-14P: 燃料集合体14体収納可能)



第3図 使用済燃料輸送容器保管建屋概要図



第4図 高浜発電所 使用済の樹脂の処理フロー